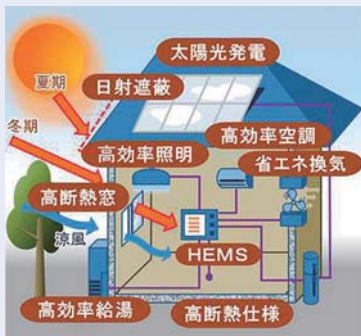


- ① 再生可能・未利用エネルギー利用および省エネルギー化
  - ② 環境マネジメントシステムの導入
  - ③ 事業用自動車の低公害化の促進
  - ④ 地域環境の改善
- 限度額 3000万円  
償還期間 10年(120回)以内(据置6か月含む)  
償還方法 元金均等月賦返済

### ☑ リニューアル！中小企業振興資金融資制度 (環境配慮事業)

平成29年度から、中小企業者の事業活動を支援するための資金融資をレベルアップさせてリニューアルしました！環境配慮事業を支援する融資制度も大幅にレベルアップし、より一層負担が少なく融資を受けられるようになりました！

利率 0.32% (市では利用者の負担を軽減するため、金融機関に対して、年利1.6%の金利の利子補給として10分の8、年利1.28%の利子を補給します。)  
保証金の補助 2分の1 (上限20万円)



▲ ZEH イメージ図 (引用: 経済産業省ウェブサイト)

### 助成メニュー

創エネメニュー	太陽熱利用システム
	太陽光発電システム
	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム
	高効率小規模コージェネレーションシステム
	地中熱利用システム
省エネメニュー	木質バイオマス利用設備
	エネルギー管理システム
	高密度蓄電池システム
	★認定低炭素住宅 ※都市の低炭素化の促進に関する法律で定める低炭素建築物として、認定を受けた、断熱・省エネ性能などに優れた住宅です。
	★ZEH、ZEB ※ ZEH、ZEB は建物の大幅な省エネと、再生可能エネルギーの活用によって、年間で消費するエネルギーを実質的にゼロにする、ネット・ゼロ・エネルギーの住宅などです。
省エネ改修工事メニュー	★中水利用設備 (雨水タンク、雨水貯留槽)
	LED 照明改修工事
	高遮熱塗装等改修工事
	高断熱化改修工事
	浴室の高断熱化改修工事
次世代自動車	トイレの節水改修工事
	★高効率空調等改修工事
	★次世代省エネ住宅化改修工事 (長期優良住宅、複合メニュー工事)
次世代自動車 (電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車)	
次世代自動車エネルギー供給設備 (普通・急速充電、水素供給)	
★提案型創省エネ化事業	
★…新設された事業	

## 赤十字活動資金の

## 寄付にご協力を

5月には赤十字運動月間です。町内会・自治会に加入している世帯に、町内会・自治会の役員が、赤字活動資金の寄付のお願いに伺います。

皆さんから寄せられた活動資金は、国際救援活動・災害救護活動・医療事業・血液事業・看護師の養成など、赤十字の人道的な活動に使われます。

また、日本赤十字社定款の一部変更に伴って、今年度から「社員」および「社費」の名称が「会員」および「会費」に変わります。

年額2000円以上の寄付金を納入していただけた方は会員登録の意思確認をした後に会員と呼称し、500円以上の協力者は「協力会員」と呼称します。

なお、会員に対し、日本赤十字社の活動を深く理解いただくために、活動報告などを載せた情報誌が日本赤十字社から年に数回送付されます。名称などは一部変更しますが、例年どおり寄付額に定めはありません。

皆さんの温かいご協力をお願いします。

問合せ 社会福祉課庶務係内114



▲ 日本赤十字社の公式マスコットキャラクター「ハートラちゃん」

## 表彰



### 消防庁長官表彰 永年勤続功労章

○櫻沢富士夫さん（前羽村市消防団長）  
26年間にわたり、消防団員および消防団長として防災活動に尽力され、地域の安全確保のために貢献されました。  
その功績を称え消防庁長官から記章および表彰状が授与されました。

○問合せ 防災安全課防災係 207

## 暮らし



### 「住宅建築なんでも相談」の利用を

奇数月の原則第3水曜日、午後1時30分～4時30分に、無料相談を行っています。羽村市商工会所属の建設業部会員が助言を行います。

▼平成29年度上半期の相談日  
5月17日(水)・7月19日(水)・9月20日(水)

### 相談内容

- 新築・リフォーム・修繕のアドバイス
- 住宅の欠陥やトラブルを防ぐための知識
- 安心できる契約の仕方
- 住まいの保守点検の仕方
- 外構工事(門・塀・植木・ガレージなど)
- 設備関係(電気・上下水道・空調など)

○申込み・問合せ 事前に、電話または直接広報広聴課市民相談係④541へ(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)

## 税金



### 軽自動車税納税通知書を送付します

軽自動車税の納税通知書を、5月上旬に発送します。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車や原動機付自転車などの所有者に課税されます。4月2日以降に廃車や名義変更などの手続きをした場合でも、4月1日現在の所有者に課税されます。注意

してください。

### コンビニエンスストア納付

軽自動車税は、取扱金融機関などのほか、コンビニエンスストアでも納めることができます。納税通知書の裏面に記載のコンビニエンスストアで取り扱っています。

### 軽自動車税の減免

身体や精神に障害があり、歩行が困難な方が使う軽自動車などは、1台に限り税金が減免されます。障害の内容や程度により減免が適用されない場合があります。詳しくは、問い合わせてください。

▼申請期限 5月31日(水)

※昨年から継続して減免を受けている場合は、申請の必要はありません。減免の対象となる車両を買い替えた場合は、新たに申請が必要です。

### 申請に必要なもの

- 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳など
- 運転する方の運転免許証
- 軽自動車税納税通知書
- 納税義務者のマイナンバー(個人番号)と身元確認がで

きる書類

本人(納税義務者)がマイナンバーを提示する場合

- マイナンバーカードを持っている方：マイナンバーカード
- マイナンバーカードを持っていない方：通知カードと身元確認書類(運転免許証・パスポートなど)

代理人がマイナンバーを提示する場合

- 納税義務者の番号確認書類：納税義務者のマイナンバーカードまたは通知カード
- 代理人の身元確認ができる書類：運転免許証・パスポートなど
- 委任状(納税義務者の個人番号を提供する権限に対しての委任)
- 法定代理人の場合は、戸籍謄本など、その資格を証明する書類

○申請先・問合せ 課税課市民係④189(土・日曜日の午前11時45分～午後1時・祝日を除く午前8時30分～午後5時)

## 福祉



### 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の方と家族を地域であたたく見守る「認知症サポーター」になりませんか。

認知症サポーターの講座を受けた後、何か特別なことをする必要はありません。正しい知識を持ち、付き合い方を理解し、自分のできる範囲で応援してください。

▼日時 5月26日(金)午後6時30分～8時30分/会場 ゆとりぎ2階講座室1/対象 市内在住・在勤の方/定員 50人(先着順)/参加費 無料

○申込み・問合せ 事前に、電話または直接高齢福祉介護課高齢福祉係④456へ(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)

